

がある。

- ④ 保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC、通所型サービスC）
- ・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。
  - ・ 市町村の直接実施や委託による実施を行うことが想定される。委託による実施における基準については、前述のとおり。また、直接実施においても同様であり、総合事業として実施するためには、上述の「必ず遵守すべき基準」を満たすことが必要となる。

○ なお、総合事業によるサービス提供に当たって、個人情報の保護という観点から、総合事業を実施する場合には、「従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること」とされている。そのため、市町村においては、当該基準を遵守するために、事業者等に対する委託契約や指定における基準、補助の条件として、当該基準を遵守することを定めることとなる。

○ 予防給付においては、「従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされているが、当該規定は、指定介護予防サービス事業者に対して遵守すべき基準として課せられているものであり、従業者が個人情報を漏洩した場合も、あくまでも事業者の指定が取り消されるだけであり、その従業者に対して罰則等が課せられるものではない。

この点、予防給付も総合事業も同様であり、サービスを提供する事業者等は、サービスに従事する者との契約により、個人情報が漏洩しないよう担保するものである。

#### (5) 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和

○ 総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けている。

(現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスと一体的に実施する場合)

➤ 従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、改正法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定める第一号訪問事業又は旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定める第一号通所事業の人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす。

(緩和した基準によるサービスと一体的に実施する場合)

- ▶ プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする。

**訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準**

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)と <b>一体的に実施</b>	緩和した基準によるサービスと <b>一体的に実施</b>	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と <b>一体的に実施</b>
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> <li>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)</li> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> <li>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</li> <li>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村の判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準の緩和はない。</li> <li>※他のサービスと同様、管理者は支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</li> </ul>
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画	・必要な設備・備品	
運営	・個別サービス計画の作成 ・衛生管理等	・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応	・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</li> <li>・管理者※1 常勤・専従1以上</li> <li>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・サービス提供責任者</li> <li>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に対して1人以上※2</li> <li>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>※2 一部非常勤職員も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</li> <li>・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数</li> <li>【資格要件:従事者に同じ】</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul>
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画		・事業の運営に必要な広さを有する区画
運営	・必要な設備・備品	・必要に応じ、個別サービス計画の作成	・必要な設備・備品
備考	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注) 訪問型サービスを訪問介護以外の介護サービス(小規模多機能、特養等)と同一敷地内で行う場合は、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合に)、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、訪問型サービスの従事者との兼務が可能

**通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準**

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)と <b>一体的に実施</b>	緩和した基準によるサービスと <b>一体的に実施</b>	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)と <b>一体的に実施</b>
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(波線部分)</li> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・介護職員 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上</li> <li>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員 4人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従事者が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(波線部分)</li> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・介護職員 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上</li> <li>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員 2人以上+必要数(市町村の判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準の緩和はない。</li> <li>※他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</li> </ul>
設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす		
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)		
設備	・静養室・相談室・事務室		
設備	・消火設備その他の非常災害に必要な設備		
設備	・必要なその他の設備・備品		
運営	・個別サービス計画の作成	・提供拒否の禁止	
運営	・衛生管理等	・事故発生時の対応	・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
備考	・運営規程等の説明・同意 ・秘密保持等	・事故発生時の対応	○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。

(注) 介護給付における事業者による廃止・休止の届出と便宜の提供については、介護保険法第74条第5項に規定。

<参考>

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす(波線部分)</li> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・介護職員 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上</li> <li>(生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> <li>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従事者が専従要件を満たしているときのみ(波線部分)</li> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 専従1以上 15人～利用者1人に必要数</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul>
設備	○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす		
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)		
設備	・静養室・相談室・事務室		
設備	・消火設備その他の非常災害に必要な設備		
設備	・必要なその他の設備・備品		
運営	・個別サービス計画の作成	・必要に応じ、個別サービス計画の作成	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理
運営	・提供拒否の禁止	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理	・従事者又は従事者であった者の秘密保持
運営	・事故発生時の対応	・従事者又は従事者であった者の秘密保持	・事故発生時の対応
備考	・運営規程等の説明・同意 ・秘密保持等	・事故発生時の対応	・廃止・休止の届出と便宜の提供

(注) 通所型サービスを通所介護以外の介護サービスと同一敷地内で行う場合(小規模多機能、特養等の空きスペースの活用等)においては、支障がない場合(入所者の処遇に影響が無い場合に)、管理者(施設長)及び最低基準を下回らない範囲で、通所型サービスの従事者との兼務が可能